

物件明細書等

物品名・品番等 除雪機 ミツビシ MSR750RHF

保管場所 長野県飯山市大字飯山1090-1 北信森林管理署

取得年月 平成11年3月

本件は入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。

キズ・文字等もありますので、必ず入札参加者ご自身において、現物を熟覧ください。

現状有姿で物件は引き渡すものとします。修理等が必要になります。



除雪機 シューター側



除雪機 正面側



除雪機 左側面（品番等）

特約条件

- 1.除雪機にある北信森林管理署の文字は、買受後、買受人の責任において、確実に消去等を行うこと。消去後は、その写真を北信森林管理署に提出し確認を得ること。
- 2.納入告知書による代金納入後は、その領収証書の写しを北信森林管理署へ電子メール等により送付すること。
- 3.この他、北信森林管理署が指示・連絡した事項は、確実に処理実行すること。

入札者注意書

- 1 入札希望者は、物品公売公告、本注意書及び物件売買契約書（案）を熟読の上、現物を熟覧し入札して下さい。
- 2 現物と公示物件との数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 3 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出して下さい。なお、共同買受をしようとするときは、入札前に代表者選任届を提出し、共同買受けの代表者名をもって入札を行って下さい。
- 4 入札者は入札前に、分任契約担当官より競争参加資格があることが確認された旨の通知(写)を提出して下さい。
- 5 入札書は、所定の用紙を使用し入札者の住所、氏名（名称）を記名のうえ、入札金額は売払物件の金額を記入して下さい。
 - (1) 入札書へは、当該物件の消費税を除いた金額を記入してください。
 - (2) 入札に際し、誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合、入札書へそのことを明記したとしても、当該入札書は消費税を除いた金額を記入して入札したものと見なし、有効として処理します。また、落札以前に訂正若しくは取消の申し出があったとしても、有効として処理し誤りの訂正、取消は認めません。
 - (3) 落札の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税を加算した金額となります。この場合、消費税相当額の積算における円未満の端数は切り捨てとします。
- 6 提出済みの入札書は、その理由のいかんに関わらず引換え、変更又は取消を行うことはできません。
- 7 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
 - (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に抵触する者が入札した者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
 - (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当するもの。
 - (3) 入札金額、氏名（名称）が確認できないもの。
 - (4) 入札金額を訂正した場合で訂正印のないもの。
 - (5) 委任状を持参しない代理人が入札したもの。
 - (6) その他入札に関する条件に違反したもの。
- 8 開札前に入札者から錯誤等を理由として自らした入札書が無効にしたい旨の申出又は落札宣言後において錯誤等を理由に入札無効の申出があっても受理しません。
- 9 開札は、入札者立会いの下に行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合は、国の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。
- 10 開札の結果、予定価格に達する入札がないときは、直ちに再入札を行うことがあります。
- 11 入札は、予定価格以上の最高の者をもって落札者とします。

ただし、落札者となる同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。

- 12 入札者の連合又は不穏な挙動その他の事由によって公正な入札を行うことができないと認めたときは、その入札を取り消し又は中止します。
- 13 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 6 号に定める非居住者が落札者となった場合で、その非居住者が外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）第 11 条第 3 項の規定による財務大臣の許可を要するときは、その契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。
- 14 落札決定の日の翌日から起算して 7 日以内に契約を締結します。
- 15 契約は、契約書を作成し、国、落札者双方が記名押印したときに成立します。
- 16 落札者以外の名義人とは契約は締結しません。
- 17 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- 18 本注意書に定めのない事項は、すべて会計法規の定めるところにより処理します。
- 19 問い合わせ先
質問がある場合は、書面（任意様式）により提出してください。

① 提出期限

令和 8 年 10 月 9 日から令和 8 年 10 月 27 日まで 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）（ただし行政機関休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 条）第 1 条第 1 項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）

② 提出場所

〒389-2253 長野県飯山市大字飯山 1090-1

北信森林管理署総務グループ 電話番号：050-3160-6045

電子メールアドレス：c_hokushin@maff.go.jp

なお、電子メールによる場合は、提出後に北信森林管理署総務グループへ電話で通知すること。

以 上

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

物件売買契約書（案）

- 1 売買物件名 除雪機 三菱 MSR750RHF 1台
- 2 売買代金 ￥○○○, ○○○.- （うち消費税額￥○○, ○○○.-）
- 3 物件所在地 長野県飯山市大字飯山1090-1

上記物件の売払いについて、売出人 分任契約担当官 北信森林管理署長 屋敷 昌司（登録番号 T8000012050001）と、買受人○○○○○○○○とは、次のとおり売買契約を締結する。

（契約金額）

第1条 買受人は、契約金額として￥○○○, ○○○.-（うち消費税額及び地方消費税額○○, ○○○円・消費税率10%）を売出人に納付するものとする。

- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

（代金の支払い）

第2条 買受人は、歳入徴収官 中部森林管理局長が発行する納入告知書に定める納付期限までに契約金額を支払わないときは、その翌日から支払った日までの日数に応じ、契約金額につき年3パーセントの割合で計算した金額を延滞金として契約金額に合わせて売出人に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第3条 売買物件の所有権は、買受人が契約金額を完納したときに買受人に移転する。

（売買物件の引渡し）

第4条 前条の規定により売買物件の所有権が買受人に移転した日から15日以内に、物件の所在地で行うものとする。

（搬出の期間）

第5条 物件の搬出は、引渡しを終えた日から1ヶ月とする。

（搬出後の義務）

第6条 買受人は、物件搬出後すみやかに物件に表示されている官署名等を消去し、その証拠を売出人に提示しなければならない。

- 2 買受人は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の義務を履行した上で行わなければならない。

（危険負担）

第7条 買受人は、本契約の締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて当該物件が売出人の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、売出人に対して契約金額の減免を請求することができない。

（契約不適合の担保責任）

第8条 買受人は、売買物品の引渡しを受けた後、売買物品に契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、代金の減額及び損害賠償の請求をすることができない。

（追跡調査等）

第9条 売出人は、第6条に定める義務に関し、必要があると認めたときは、買受人に対して質問し、帳簿、書類、物件を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 買受人は、正当な理由なく第1項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約解除による違約金)

第 10 条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。この場合、買受人は違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を売払人の指定する期限までに納付するものとする。

(返還金等)

第 11 条 売払人は、前条に定める解除権を行使したときは、買受人が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 売払人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した契約の費用は返還しない。

3 売払人は、解除権を行使したときは、買受人が支払った違約金及び買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(充当の順序)

第 12 条 売払人は、買受人が契約金額及び延滞金を支払うべき場合において、現実に納付のあった金額が契約金額及び延滞金の合計額に満たない場合には、延滞金、契約金額の順序で充当する。

2 違約金の延滞金の納付については、第 2 条の規定を準用する。

(買受人の原状回復・返還義務)

第 13 条 買受人は、売払人が第 10 条の規定により解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、売払人が売買物件を現状に回復させることが適当でないと認めたときは現状のまま返還することができる。

2 買受人は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。また、買受人の責に帰する事由により売払人に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

(契約及び搬出の費用)

第 14 条 本契約の締結及び履行等に関する必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 15 条 売払人、買受人両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、売払人と買受人が協議のうえ決定する。

(特約条項、特約条件)

別紙 1 及び別紙 2 のとおり

令和 8 年〇月〇日

売払人	登録番号	T8000012050001
	住 所	長野県飯山市大字飯山 1 0 9 0 - 1
	氏 名	分任契約担当官 北信森林管理署長 屋敷 昌司

買受人	住 所
	氏 名

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 売払人は、買受人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 売払人は、買受人が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 買受人は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 買受人は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 買受人は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 売払人は、買受人が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 売払人は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより買受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 買受人は、売払人が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、売払人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 買受人は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を売払人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

特 約 条 件

1. 除雪機に記載のある文字等は買受後、買受人の責任において確実に消去・塗り替えを行うこと。消去・塗り替え後は、写真を撮影し、その写真を売出人（北信森林管理署）へ提出し確認を得ること。
2. 納入告知書による代金納入後は、その領収証書の写しを売出人へ電子メール等により送付すること。
3. この他、売出人が指示・連絡した事項は、確実に処理実行すること。